

監査結果に係る措置通知書

危機管理局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1) 不適切な契約事務について</p> <p>契約の締結に当たっては、公正性・透明性・競争性を確保し、適正に契約事務を行う必要がある。</p> <p>ところが、防災計画課においては、予定価格 100 万円以下の令和 2 年度放射線測定機器点検・校正業務委託契約について、見積合せを行ったが、消費税及び地方消費税相当額を含まない価格と、消費税及び地方消費税相当額を含む価格とを混在して比較したため、最低の価格を提示した業者を誤認し契約を締結していた。</p> <p>契約事務の取扱いに当たっては、関係規程に則り、適正に行う必要がある。</p>	<p>再発防止のため、局内課長会において、危機管理課長及び防災計画課長より監査結果について説明し、危機管理局長より所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。</p> <p>また、担当課（防災計画課）においては、再発防止策として、契約課と相談の上で「随意契約（見積合せ）の手順書」を作成し、見積合せを実施する際には本手順書に基づき事務処理を行うとともに、正しく事務処理が行われているかどうか契約担当者以外の職員も含めて複数名でチェックする体制を整え、さらに局内での情報共有を図った。</p> <p>加えて、担当課（防災計画課）においては、課内研修を実施し、周知徹底と注意喚起を図った。</p> <p>危機管理局内課長会における周知日 令和 3 年 7 月 5 日及び 10 月 4 日 防災計画課内研修実施日 令和 3 年 8 月 24 日</p>